

新規学卒者向け求人においても、募集時などに明示すべき労働条件（求人票への記載事項）が追加されます。

令和6年4月1日施行の改正職業安定法施行規則により、令和6年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加され、新規学卒者向け求人の作成においても、対応が必要となります。

（1） 従事すべき業務の変更の範囲

すべての事業所、**すべての求人において**、新たに追記が必要です（記載方法は次ページ以降を参照）

（2） 就業場所の変更の範囲（転勤の範囲）

新規学卒者向け求人の場合、一般求人と違い、求人申し込みの場面では、転勤の可能性の有無を表示することはできませんが、詳細を記載する欄が設けられていない為、「補足事項」欄や「求人条件にかかる特記事項」欄に記載することとなります（記載方法は次ページ以降を参照）

（3） 有期雇用の更新基準、通算契約期間又は更新上限

有期雇用の求人のみ、追記が必要となります（記載方法は次ページ以降を参照）

(1) (2) 仕事内容・就業場所に関する変更範囲の記載方法

【重要！！】募集等の時点で、具体的に想定されていない内容を含める必要はありません。

求人票には、雇い入れ直後に、**通常従事することが想定される業務及び就業場所**（臨時的、一時的なものは含みません）を記載し、併せて、今後見込まれる業務及び就業場所の**変更範囲**を記載します。

※上記の通り、募集等の時点で、**具体的に想定されていない内容を含める必要はありません**（就業規則等やこれまでの慣行上、変更が想定されないものではないが、本人の同意がない限り行われたいものも、含める必要はないと考えられます）。

※有期契約の場合、更新後の契約期間中に命じる可能性がある業務及び就業場所の変更は、記載不要です。**変更範囲**の記載方法、内容は、以下の例を参考にして下さい（アルファベットは、記載例への参照となっています）。

いわゆる総合職等、採用直後に従事する職種（業務）及び就業場所だけでなく、将来に向け、あらゆる業務や就業場所への対応が想定される場合



（従事すべき業務の変更範囲）

求人票の「仕事の内容」欄（**A**）に「変更範囲：会社の定める業務」と記載

（就業場所の変更範囲）

求人票の「転勤の可能性の有無」欄（**B**）をありとし、「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、「変更範囲：会社の定める営業所」と記載

採用直後に従事する職種（業務）及び就業場所が限定されているが、将来に向け、変更の可能性がある場合



（従事すべき業務の変更範囲）

求人票の「仕事の内容」欄（**A**）に「変更範囲：〇〇（業務）、△△（業務）」と記載

（就業場所の変更範囲）

求人票の「転勤の可能性の有無」欄（**B**）をありとし、「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、「変更範囲：〇〇支店、△△営業所」と記載

採用直後に従事する職種（業務）及び就業場所が**限定されており**、将来に向け、**変更の可能性がない場合**



（従事すべき業務の変更範囲）

求人票の「仕事の内容」欄（**A**）に「変更範囲：変更なし」と記載

（就業場所の変更範囲）

求人票の「転勤の可能性の有無」欄（**B**）をなしとする。

（3）有期雇用を更新する場合の基準等の記載方法

有期雇用の求人に関して、契約更新の可能性の有無や、一定条件下で更新がありうる場合の条件については、これまでも求人票の所定の欄に記載いただいておりますが、新たに、契約更新の上限の有無と、上限がある場合には、**通算契約期間又は更新回数**の上限を、求人票に記載いただくこととなりました。記載方法、内容は、以下の例を参考にして下さい。

契約の更新継続が期待される場合



「契約更新の可能性：あり」とし、「原則更新」を選択（**E**）

（契約更新の上限がある場合）

求人票の「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、

通算契約期間又は更新回数の上限を記載

（契約更新の上限がない場合）

「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、「更新上限：なし」と記載

契約更新の可能性はあるもののそれが確実でない場合



「契約更新の可能性：あり」とし、「条件付きで更新あり」を選択（**E**）



求人票の「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、

「契約更新可否は勤務成績によって決定」などと記載

（契約更新の上限がある場合）

求人票の「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、

通算契約期間又は更新回数の上限を記載

（契約更新の上限がない場合）

「補足事項」欄（**C**）または「特記事項」欄（**D**）に、「更新上限：なし」と記載

記載例（入力画面）

A：仕事の内容欄

仕事の内容 ②

必須

全角300文字以内
出力帳票に合わせて縦9行、横35文字で編集します。
求職者が最も重要視する項目の1つです。
応募者の目線に立って高校生でもイメージしやすいように記載してください。

特別養護老人ホームにおける日常生活動作（ADL）の介助など

「変更範囲:変更なし」

変更範囲：変更なし

B：転勤の可能性欄（+C：補足事項欄またはD：特記事項欄）

転勤の可能性

必須

転勤の可能性の有無 ②

「あり」の場合は「7 選考方法・応募前職場見学」登録ページの「補足事項」欄に、転勤の可能性のある範囲を入力してください。なお、「補足事項」欄に書ききれなかった場合は「求人条件にかかる特記事項」欄に入力してください。

あり なし

補足事項 ②

任意

全角300文字以内
出力帳票に合わせて縦10行、横30文字で編集します。
各欄に書ききれなかった内容を入力してください。例えば、
・求人申込時に就業場所が特定できない場合の就業場所の決定方法やその時期
・月給制において欠勤の際に賃金控除がある場合の詳細内容
・シフト制である場合のシフト作成・変更の手続き・ルール・労働日、労働時間等の詳細内容
・新卒者の入社日
・雇用期間の定めがある場合の雇用期間更新の条件等
・試用期間がある場合の試用期間
・試用期間中の労働条件が異なる場合の変更内容
・マイカー通勤可である場合の駐車場の有無や利用料金
・転勤の可能性がある場合の転勤範囲
・就業形態がフレックスタイム制・裁量労働制・変形労働時間制のいずれかである場合の詳細内容
・入居可能住宅がある場合の利用条件や宿舍費用等の詳細内容
・選考旅費、赴任旅費がある場合の支給条件
・面接や選考試験を複数回実施する場合の選考の流れ
・適性検査がある場合の検査名

*試用期間:3か月

「可能性のある転勤範囲:会社の定める営業所」

求人条件にかかる特記事項 ②

任意

全角300文字以内
出力帳票に合わせて縦10行、横30文字で編集します。
「補足事項」欄と同様に書ききれなかった内容を入力してください。

可能性のある転勤範囲：会社の定める営業所

E : 雇用期間欄 (+C : 補足事項欄または D : 特記事項欄)

雇用期間の定めの有無 ②

雇用期間の定めあり(4ヶ月以上) ▼

契約更新の可能性の有無

あり なし

契約更新の可能性あり

「条件付きで更新あり」の場合は「7 選考方法・応募前職場見学」登録ページの「補足事項」欄に、雇用期間更新の条件等を入力してください。なお、「補足事項」欄に書ききれなかった場合は「求人条件にかかる特記事項」欄に入力してください。

原則更新 条件付きで更新あり

補足事項 ②

任意

全角300文字以内
出力帳票に合わせて縦10行、横30文字で編集します。

各欄に書ききれなかった内容を入力してください。例えば、

- ・求人申込時に就業場所が特定できない場合の就業場所の決定方法やその時期
- ・月給制において欠勤の際に賃金控除がある場合の詳細内容
- ・シフト制である場合のシフト作成・変更の手続き・ルール・労働日、労働時間等の詳細内容
- ・新卒者の入社日
- ・雇用期間の定めがある場合の雇用期間更新の条件等
- ・試用期間がある場合の試用期間
- ・試用期間中の労働条件が異なる場合の変更内容
- ・マイカー通勤可である場合の駐車場の有無や利用料金
- ・転勤の可能性がある場合の転勤範囲
- ・就業形態がフレックスタイム制・裁量労働制・変形労働時間制のいずれかである場合の詳細内容
- ・入居可能住宅がある場合の利用条件や宿舍費用等の詳細内容
- ・選考旅費、赴任旅費がある場合の支給条件
- ・面接や選考試験を複数回実施する場合の選考の流れ
- ・適性検査がある場合の検査名

*試用期間:3か月

「契約更新可否は勤務成績によって決定」

更新上限:通算契約期間〇年

「補足事項」欄と同様に各欄に書ききれなかった内容を入力してください。

求人条件にかかる特記事項 ②

任意

「契約更新可否は勤務成績によって決定」

更新上限 : 通算契約期間〇年